

福山市立大学附属図書館運営委員会規程

平成23年4月1日

福山市立大学規程第17号

改正 平成24年3月21日規程第79号

改正 平成27年1月15日規程第13号

(趣旨)

第1条 福山市立大学に、附属図書館（以下「図書館」という。）の運営に関する諸問題を審議し、教育研究の向上に資する図書館運営を円滑に進めるため、附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 教育学部教員 2人
- (3) 都市経営学部教員 2人
- (4) 学務課職員 1人
- (5) 附属図書館職員 1人

(審議事項)

第3条 委員会は、以下の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書及び資料の収集方針に関する事項
- (2) 図書館の利用に関する事項
- (3) その他図書館の運営に関する重要事項

(任期)

第4条 第2条第2号及び第3号に定める委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、附属図書館長をもって充てる。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は委員の3分の2以上の者の出席により成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、図書館において処理するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。